

随意契約の結果

【平成28年7月分】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

	契約担当の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
28-洛西境谷東外5団地エレベータ設備修繕工事	契約担当 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	平成28年7月5日	三菱電機ビルテクノサービス(株) 東京都荒川区荒川7-19-1	229,143,600円	219,996,000円	96.0%	本工事は、機構賃貸住宅(洛西境谷東外5団地)に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既設エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	0人				
28-光明池駅前団地エレベータ設備修繕工事	契約担当 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	平成28年7月7日	フジテック(株) 滋賀県彦根市宮田町591-1	18,726,120円	18,252,000円	97.5%	本工事は、機構賃貸住宅(光明池駅前団地)に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既設エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	0人				
28-東千里山外1団地エレベータ設備修繕工事	契約担当 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	平成28年7月7日	日本エレベーター製造(株) 東京都千代田区岩本町1-10-3	29,012,040円	27,864,000円	96.0%	本工事は、機構賃貸住宅(東千里山外1団地)に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既設エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	0人				
28-アルビス旭ヶ丘外1団地エレベータ設備修繕工事	契約担当 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	平成28年7月13日	日本オーチス・エレベータ(株) 東京都文京区本駒込2-28-8	98,984,160円	96,638,400円	97.6%	本工事は、機構賃貸住宅(アルビス旭ヶ丘外1団地)に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既設エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	0人				

随意契約の結果

【平成28年7月分】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
28-浜甲子園さくら街団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	平成28年7月14日	東芝エレベータ(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	26,698,680円	25,898,400円	97.0%	本工事は、機構賃貸住宅（浜甲子園さくら街団地）に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と運動して機能する安全装置を追加し、それと運動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既設エレベーター設備と運動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	0人				
28-武庫川外3団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	平成28年7月14日	(株) 日立ビルシステム 東京都千代田区神田淡路町2-101	196,936,920円	194,940,000円	99.0%	本工事は、機構賃貸住宅（武庫川外3団地）に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と運動して機能する安全装置を追加し、それと運動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既設エレベーター設備と運動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	0人				